

○岡山県警察違法駐車車両移動措置要領の制定について(通達)

(平成 19 年 3 月 30 日岡指第 180 号／岡会第 163 号警察本部長例規)

(概要)

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定に基づき、警察署長及び警察官又は交通巡視員が違法駐車車両に対して行う移動及び保管の措置並びこれらの措置に伴う手続きについて必要な事項を定めたもの。

主な通達項目の概要は、

- 1 移動等の措置
- 2 保管措置
- 3 返還措置

等である。